

議案第90号

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の全部改正に伴い、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

平成20年 6 月 2 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を次のように変更する。

第4条ただし書中「各号の」を「次に掲げる」に、「（平成18年政令第294号）で定める」を「（平成19年政令第318号）で定める事務のほか、別表第1に規定する」に改める。

第8条中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第17条第2項及び附則第6項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第4条）

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 1 | 葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付                 |
| 2 | 保険料の額の通知書の引渡し                      |
| 3 | 保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付               |
| 4 | 保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し |
| 5 | 保険料の減免に係る申請書の提出の受付                 |
| 6 | 保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し   |
| 7 | 保険料に関する申告書の提出の受付                   |
| 8 | 前各号に掲げる事務に付随する事務                   |

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

参考資料

提 案 要 旨

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の全部改正に伴い、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関して、関係市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により提出する。